



＊ 研究会報告 ＊

『海外神社跡地のその後』研究会

日本統治時代の台湾に於ける酒専売と構内神社

日時：2014年6月14日（土）15:00～18:00

場所：神奈川大学横浜キャンパス 3号館 207 教室

金子 展也（非文字資料研究センター 研究協力者）

海外神社（跡地）班の2014年度第1回研究会は、6月14日午後3時から6時まで、本学横浜キャンパス3号館207教室で行われた。本研究会は2013年度に各研究員、研究協力者が行った現地調査について、それを班全体の共通の認識にするために、また我々の研究・調査活動を社会に還元するために一般の方にも公開して行った。参加者は約30名であった。

当日の報告者及び調査地は①津田良樹・台湾、②金子展也・台湾、③渡邊奈津子・中国南部、④稲宮康人・中国北部、⑤諸葛衍・韓国濟州島、⑥稲宮康人・南洋諸島であった。

この内、②の金子展也の報告を除く、諸報告は『海外神社跡地から見た景観の持続と変容』（2014年3月20日、神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター）、ニューズレター『非文字資料研究』32号（2014年7月、同）および年報『非文字資料研究』（2015年3月刊行予定、同）に掲載あるいは掲載予定であるので、ここでは金子展也氏の報告のみ載せる（研究班代表 中島三千男）。

日本統治時代の台湾に於ける酒専売と構内神社

はじめに

1920年、アメリカ合衆国において禁酒法が成立する。そんな中で、日本統治時代の台湾では大正11年（1922）、世界でも稀な酒専売が導入される。この制度により、台湾総督府の財政状況は格段に飛躍し、その財源はその後台湾におけるインフラの整備および産業の発展に大いに貢献する。本調査では、台湾総督府の財政を改善した専売事業の酒専売を取り上げ、これらの酒専売工場に造営された構内神社と現在の景観の変容を紹介する。

I. 酒専売制度

酒専売制度創始の台湾に於ける酒類の製造

専売制度創始直前に於ける酒類は米、糖蜜¹、高粱（コーリャン、モロコシの一種）、甘藷（サツマイモの漢名）

等を主な材料とし、これに台湾独特の白麴（こうじ）のようなものを加えて発酵させ、蒸留して得られる蒸留酒が主であった。これらは米酒、糖蜜酒、高粱酒、甘藷酒といわれた。これら蒸留酒に漢薬を加えて加工した再製酒があり、再製酒には米酒に紅麴と粳米（うるちまい）を加えた紅酒がある。また、醸造酒として清酒、紹興酒、蒸留酒にも焼酎、泡盛があった。もちろん、これ以外に内地より移入される清酒や麦酒もあった。また、葡萄酒、支那酒、シャンパン、ブランデーなど内地または諸外国から移入・輸入されるものもあり、これらを全て合わせて酒類の需要は約16万石²弱といわれた。

そして、これら輸入酒に対する輸入税の他、台湾内製造酒に対して明治40年（1907）10月8日、台湾酒税規制を制定し、醸造酒、蒸留酒、再製酒を通じて含有酒精（アルコール）に応じて4種類に区分し、造石税を課した。その後、明治43年（1910）11月、4種類を5種類に改め、大正9年（1920）・10年（1921）年の改正を行った。この結果、明治41年（1908）の酒税収49万円に対して、酒専売制度導入2年前の大正9年には505万円に伸長している。

インフラの整備と専売事業への陰り

大正4年（1915）に行われた第2回臨時台湾戸口調査で、台湾の人口は約360万人であり、この時の台北の人口は僅か12万人余りであった。翌年の総督府の収支は歳出計4,200万円に対して歳入は5,500万円で、1,300万円の黒字であった。大正4年、丁度、第5代佐久間総督による「5箇年計画理蕃事業」が終了し、いよいよ道路整備、築港、電力の供給など基幹産業を支える大型投資が必要となるインフラの整備に入ろうとする段階であった。

しかしながら、当時の総督府の財政を支えた阿片収入は681万円であり、食塩94万円、樟脳653万円、煙草532万円であった。阿片は漸禁政策を標榜しているため、伸びは期待できない。樟脳は楠木の伐採が今後の

需要に対して対応できるか、更には樟脳を原料としたセルロイドからプラスチックへの材料革命は大きな不安を与えた。唯一、嗜好品として安定的に総督府の財源を潤すものは煙草であった。

酒専売局設立の背景—賀来長官の発案

賀来（かく）佐賀太郎が専売局長に就任した後の大正3年（1914）、台湾総督府の財政を支えてきた樟脳は市場価格が変動し、財政面では不安要素を常に抱えていた。当時、台湾で製造販売されていた酒精は蒸留酒が主であり、清酒はその製造上の難しさから、内地からの移入品が多くを占めていた。また、台湾製の酒はアルコール度が一定しておらず、更に粗末な酒造設備など衛生上の問題も抱えていた。その意味で財政と国民保健を目標として「酒専売」は絶好な切り札になると賀来専売局長は結論付けた。しかしながら、これまでの製造および取扱業者の既得権の侵害、官営そのものに対する不安や品質の確保などの問題で頓挫した。当時の主な反対理由は下記の通り。なお、この時、麦酒は専売の対象とならなかったのは、当時島内には製造会社がなく、全て移入であったためである。

- ① 歳入の増加を図るのであれば、新事業を起こさなくとも酒税率を引き上げればよい
- ② 製造業は国家企業としては危険が多い
- ③ 酒専売は日本として前例がない

大正10年（1921）7月、下村民政長官を引き継いで総務長官³となった賀来は、台湾統治時代に於ける最初の文官総督となった第8代田総督に酒専売の必要性を具申する。賀来は、上京した際、原総理大臣からは、「わかった君の云うとおりに大丈夫か。大丈夫ならやりたまえ。秘密にすることは然るべきも、高橋蔵相だけは是非話して同意を求め置く必要あり」との快諾を得、高橋蔵相からも賛同を得る。台湾に戻った矢先、その原総理大臣が暗殺される。

再度、賀来総務長官が上京し、衆議院予算会議で酒専売案が通過する。この時の総理大臣は、原内閣時代の蔵相で、酒専売案の説明を受けた高橋是清（これきよ）であった。「台湾に酒専売制度を実施することについては原首相が承諾を與へられ、この高橋もその時からの承知していたのである」とのことだった。

酒専売制の導入

大正10年12月14日、台湾日日新報は「酒専売の実施—愈々来年度から」という見出しで報道した。「総督府にては豫てより酒専売に関し私に調査研究中なりしか昨今に至り既に成案を得11年度より実施すべく右に関する予算を編成し目下大蔵省との間に交渉中なり

と言う。而して之が理由とする所は

1. 国民保健衛生上の見地より之を必要とするにあり。現在の本島酒なるものは何らの統一なく、従って品質また区々に互りて衛生上甚だ憂ふべきもの多きを以て之を改良統一して保健上可能で優良のものにたらしむるにあり。
2. 現在の酒造家は何等の統一なく、従って自然競争に陥り易く此の結果として粗製品を廉売するの外なし。故にこれを専売と為すに於いては各所に點在せる工場を纏め其間の冗費を省き得るを以て専売実施に於いて価格を引き上げる事なくして品質優良のものを供給し得るにあり。
3. 財政困難の現状にあるも而も此場合新税を課する事は到底忍びざる處なり。然るに酒専売を実施すること依り此収益を以て財源の不足を補ひ得べし。尚、其他に於いても専売を利益とする理由は種々あるべきも、主とする處は右三箇所條の基礎を置くものの如し」。

大正11年（1922）7月1日、台湾酒精令が公布され、酒類の専売制が導入され、従来の民営酒造所約200箇所に対して酒造を禁止した。そして、民間の酒醸業者は全て専売局の管理となった。

酒類専売制度施行に伴う初年度の酒類製造計画は、およそ15万石であり、これを製造する工場については従来の製造工場を接收し、これに補修を加えたものと、当局に於いて新たに建設するものとした。しかしながら、工場の建設は短期間に完了することが出来ないため、工場の接收のほか、借用する規定が酒類専売令第27条で定められた。このことにより、下記20箇所が選定され、台湾総督府専売局内に酒課が創設された。

【酒専売に於ける接收対象工場】

台北工場（日本芳醸株式会社）、有明分工場（艋舺龍泉製酒商会）、太平分工場（黃東茂工場）、宮前分工場（台湾製酒株式会社）、樹林工場（樹林紅酒株式会社）、樹林分工場（龍津製酒公司工場）、宜蘭工場（宜蘭製酒株式会社）、新竹工場及新竹分工場（鄭雅詩および林見舜工場）、豊原工場（中部製酒公司）、台中工場（大正製酒株式会社清酒工場）、台中分工場（何振徳工場）、嘉義工場（大正製酒株式会社）、斗六工場（大正製酒株式会社斗六工場）、埔里工場（埔里社酒造株式会社工場）、台南工場（台南製酒株式会社工場）、旗山工場（旗山釀造株式会社工場）、恒春工場（恒春芳醸株式会社工場）、台東工場（増永三吉工場）、花蓮港工場（宜蘭振拓株式会社工場）

【支局、出張所および工場の設置（5支局、12出張所、1工場）】

台北支局—基隆出張所、宜蘭出張所、新竹出張所
台中支局—豊原出張所、埔里出張所
台南支局—嘉義出張所、高雄出張所、旗山出張所、

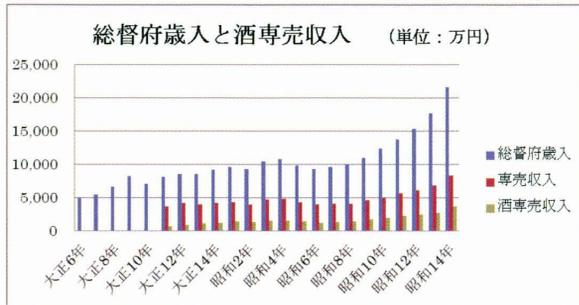


屏東出張所、恒春出張所、澎湖出張所
 花蓮港支局—台東出張所
 神戸支局
 樹林酒工場

酒専売制導入に酒専売収入推移

酒専売制の導入により、下記の表に見る通り、総督府の歳入が著しく改善された。また、昭和8年(1933)には麦酒も専売の対象となり、高砂麦酒株式会社が接収され、翌年には、263万円の収入があった。

表1 酒専売制導入後の酒専売収入推移 (注—専売収入に酒専売収入は含まず)



II. 専売局に造営された神社

景観の変容

戦後、全ての総督府の専売工場は国民党政府に接収され、台湾省専売局として阿片以外の専売事業を継承した。1950年代になると台湾の公売制度に修正が加えられ、食塩が専売対象から除外され、石油は台湾中油に専売業務が移管され、度量衡儀器およびマッチは民間の取扱いとなった。1980年代末には樟脳が専売事業から除外され、専売業務はタバコと酒のみとなったが、それも1990年代に漸次民間に開放された。

1987年、台北工場であった台北酒廠が、環境などの問題から桃園県に移り、紹興酒を中心に製造を始めた。また、1989年、板橋酒廠も、環境の問題により台北酒廠と合併し、最新の設備を備えた紹興酒の専門工場となった。台中酒廠も1998年に台中工業区に移った。

表2 構内神社一覧表

酒造工場名	神社名	鎮座日	祭神	現在の状況
台北酒工場	松尾神社	大正12年10月1日	大山咋神、市杵島姫命、大国魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	華山1914文化創意産業園区
板橋酒工場	不明	不明	大山咋神、市杵島姫命	桃園酒廠
樹林酒工場	太平神社	昭和10年9月7日	大山咋神、熊野久須毘命、市杵島姫命、大国魂命、大己貴命、能久親王	樹林酒工場
宜蘭酒工場	大山神社(大明神社?)	昭和12年3月29日	大山咋神、市杵島姫命他	台湾菸酒公司宜蘭酒廠
台中酒工場	松尾神社	大正13年	大山咋神、市杵島姫命、熊野久須毘命	台中文化創意産業園区
花蓮港酒工場	松尾神社	昭和5年?	大山咋神、市杵島姫命	花蓮文化創意産業園区
埔里酒工場	松尾神社	昭和9年7月1日	大山咋神、市杵島姫命	埔里酒廠
嘉義酒工場	不明	不明	大山咋神、市杵島姫命	嘉義文化創意産業園区
屏東酒工場	大明神社	昭和14年前?	大山咋神、市杵島姫命	平地
台東酒工場	不明	不明	大山咋神、市杵島姫命	台東兒童故事館
台北麦酒工場	不明	不明	大山咋神、市杵島姫命	建国啤酒廠

2002年、台湾は世界貿易機関(WTO)の加盟国になり、同時に100年近く続いた酒たばこの専売制度が廃止され、新しく「酒たばこ管理法」と「酒たばこ税法」が施行された。そして、同年7月1日、公売局は民営化され、「台湾菸酒股份有限公司」となった。

現在もなお、酒工場として使用されているのは、宜蘭工場、樹林工場と埔里酒工場の3箇所となっている。2002年、台中酒廠が台中市政府によって文化遺産と認定されたことから、この工場エリア一帯を台湾の建築、デザイン、芸術の発信地とする動きが強まり、現在は工場の建物を利用し様々なアートやデザインの展示、また音楽のパフォーマンスや各種イベントなどが開催される「文化創意産業園区」となった。同じように、台北酒廠、花蓮港酒廠や嘉義酒廠も文化創意産業園区となっている。

構内神社

専売局に於いては、酒工場を有する支局および出張所には全て構内神社が造営された⁴とあるが、その造営に関する詳細は一部の工場に於いてのみである。これら分り得る酒工場の構内に造営された神社を纏めると下記の一覧表となる。特徴として、京都松尾大社の大山咋神(おおよまくいのかみ)と市杵島姫命(いちきしまひめのみこと)の二神を祀る。大山咋神は社殿裏の大杉谷の霊泉で酒を醸したといい、現在でも境内の神泉舎にはこの霊泉が引かれており、酒造家はこの神泉を持って仕込みにかかるという。このように松尾大社の祭神は「お酒の神様」として崇められている。市杵島姫命は天照大神が安河原で、須佐之男命(すさのおのみこと)の剣を3つに折って誓約した際に生まれたという三女神の内の一神である。この三女神は宗像三神と呼ばれ、北九州の宗像大社の祭神である。また、弁才天と同一とされ、水の神とされている神である。

一方の熊野久須毘命(くまのくすびのみこと)とは天照大神と須佐之男命の誓約の際、須佐之男命は天照大神の八尺勾珠(やさかのまがたま)を乞い受けて、天真名井(あめのまない)の聖水ふりすぎ、囁んで吹き捨て

た。その息（狭霧）から五神が生まれた。熊野久須毘命は、その内の一柱。熊野久須毘命は「奇し霊」（神秘的な神霊）もしくは「奇し火」の意と考えられる。「クマノ」は熊野のことであり、出雲の熊野大社（島根県松江市）、そして、紀伊の熊野三山のことともされる。熊野大社の現在の祭神は「熊野大神櫛御気野命」であるが、元々の祭神はクマノクスビであったとする説がある。

当時の神社と現在の景観

1) 台北酒工場



往時の松尾神社 (出典:台湾酒専売史)



華山 1914 文化創意産業園區

2) 樹林酒工場



樹林酒工廠

3) 宜蘭酒工場



台湾菸酒公司宜蘭酒廠



神社は突き当たりにあった

4) 台中酒工場



往時の松尾神社 (出典:原公売局第五酒廠)



台中文化創意産業園區 (神社は中央の樹の辺りにあった)

5) 花蓮港酒工場



花蓮文化創意産業園區 (神社は中央の樹の辺りにあった)

6) 埔里酒工場



往時の松尾神社 (提供:埔里酒廠)



埔里酒廠 (売店奥で、神社が造営された場所)

7) 嘉義酒工場



嘉義文化創意産業園區



構内神社の遺跡は嘉義觀光酒廠に移設されている

8) 台北麦酒工場



建国啤酒廠

註釈

1. 当時の一般的な酒造工場とは別に、製糖会社が原料であるサトウキビを原料とする蒸留酒が台湾製糖、新高製糖、帝国製糖、明治製糖、塩水港製糖、大日本製糖や東洋製糖で製造され、主に内地に移出された。
2. 石は酒の単位。蔵元がどのくらい酒を生産しているかを表す時などに使う。1石は180リットルで、一升瓶なら100本分。16万石は1,600万本の一升瓶となる。
3. 第8代田総督（大正8～12年）から従来の民政長官は総務長官と改称された。
4. 台湾酒専売史 下巻 1,074頁

参考文献

台湾酒専売史

上巻および下巻

台湾總督府専売事業

専売制度前の台湾の酒

台湾の専売事業

台湾總督府専売局 1941年

台湾總督府専売局 1927年

杉本良 1932年

台湾總督府専売局 1936年